

報道機関各位

熊本大学

**第三回 熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室セミナー
特別講演会のお知らせ**

熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室では、このたび下記の特別講演会を開催いたします。事前申し込みは不要です。

ついては、広く一般の方へお知らせいただくと共に、取材方宜しくお願いいたします。

なお、講演会終了後、懇親会を行います。予約の関係がありますので、懇親会に参加される方は一番下のアドレスにご一報下さい。

特別公開講演 水俣病の「最終解決」とは何か 講師：富樫貞夫（熊本大学名誉教授）

【日時】10月20日（土） 14:00—16:00（13:30開場）

【場所】熊本大学文学部・法学部棟1階A3教室

【講演概要】

「水俣病に終わりはない」（原田正純・池澤夏樹ほか）という声がある中で、最近、それを終わらせようとする動きが強まっている。これをどう受け止めるべきか。事件史を踏まえながらその点を少し掘り下げて考えたい。

水俣病特措法（2009）は水俣病問題の「最終解決」をその目的に掲げた。水俣病被害者の補償・救済をめぐる紛争を終結させ、それを実現しようというのである。つまり、この法律によれば、紛争解決が「最終解決」の内容ということになるが、はたしてこれは「最終解決」の名に値するものであろうか。

いわゆる「最終解決」の内実を知るためには、水俣病の歴史の中で、過去の2つの事例が参考になる。1つは1959年の「見舞金契約」であり、もう1つは1995年の政治解決である。ここでは、水俣病問題全体の中で補償・救済の問題がどのような位置を占めているかを検討し、特措法という「解決」は、水俣病問題の中では、決して唯一の問題でもなければ最重要の問題でもないことを明らかにする。

【講師プロフィール】

講師：富樫貞夫（とがしただお）

山形県出身。東北大学法学部卒。同大学助手を経て熊本大学講師、助教授、教授（法学部）を歴任。志學館大学法学部教授、熊本学園大学社会福祉学部教授を経て、現在、熊本大学名誉教授。水俣病研究会代表、熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室員。

主著に、『水俣病事件と法』（単著）石風社 1995 年、『水俣病事件資料集』（全 2 巻）（共著）水俣病研究会編 葦書房 1996 年、『水俣学研究序説』（共著）原田正純・花田昌宜編著 藤原書店 2004 年などがある。水俣病事件の他、訴権論史、ナチ・ドイツの政治司法に関する研究論文もある。

【主催】 熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室

関連 URL:<http://www.geocities.jp/flowercities/minamata/>
(熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室 HP)

【お問い合わせ先】

熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室

慶田 keiha61@yahoo.co.jp

牧野 environmental sociology kuma@yahoo.co.jp



講師のプロフィール

富樫 貞夫 (熊本大学名誉教授)

山形県出身。東北大学法学部卒。同大学助手を経て熊本大学講師、助教授、教授(法学部)を歴任。志学館大学法学部教授、熊本学園大学社会福祉学部教授を経て、現在、熊本大学名誉教授。水俣病研究会代表、熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室員。主著に、「水俣病事件と法」(単著)石風社1995年、「水俣病事件資料集」(全2巻)(共著)水俣病研究会編 葦書房1996年、「水俣学研究序説」(共著)原田正純・花田昌宣編 葦原書店2004年などがある。水俣病事件の他、訴権論史、ナチ・ドイツの政治司法に関する研究論文もある。

富樫貞夫・特別公開講演

水俣病の「最終解決」とは何か

第三回 熊本大学水俣病学術資料調査研究推進室セミナー

「水俣病特措法(2009)は水俣病問題の「最終解決」をその目的に掲げた。
 はたしてこれは「最終解決」の名に値するものであろうか?

2012年10月20日(土) 14:00~16:00 熊本大学 法文棟1階A3教室 13:30開場

- 14:00-14:10 室長挨拶・講演者紹介 丸山定巳(水俣病学術資料調査研究推進室長)
- 14:10-15:40 講演／水俣病の「最終解決」とは何か 富樫貞夫(熊本大学名誉教授)
- 15:40-16:00 質疑応答

司会／牧野厚史(熊本大学文学部)

「水俣病に終わりはない」(原田正純・池澤夏樹ほか)という声がある中で、最近、それを終わらせようとする動きが強まっている。これをどう受け止めるべきか。事件史を踏まえながらその点を少し掘り下げて考えたい。

水俣病特措法(2009)は水俣病問題の「最終解決」をその目的に掲げた。水俣病被害者の補償・救済をめぐる紛争を終結させ、それを実現しようというのである。つまり、この法律によれば、紛争解決が「最終解決」の内容ということになるが、はたしてこれは「最終解決」の名に値するものであろうか。

いわゆる「最終解決」の内実を知るためには、水俣病の歴史の中で、過去の2つの事例が参考になる。1つは1959年の「見舞金契約」であり、もう1つは1995年の政治解決である。ここでは、水俣病問題全体の中で補償・救済の問題がどのような位置を占めているかを検討し、特措法のいう「解決」は、水俣病問題の中では、決して唯一の問題でもなければ最重要の問題でもないことを明らかにする。

**参加無料
来聴歓迎**

